

一般社団法人全日本槍道連盟  
定 款

平成27年 2月 5日作成  
平成27年 月 日公証人認証  
平成27年 月 日会社成立

# 一般社団法人全日本槍道連盟 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本槍道連盟（略称：全槍連）と称し、英文では All Japan Soudo Federation（略称：AJSF）と表記する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、日本の伝統文化に培われた槍道及び斧道（以下「槍道等」という。）を各統括する団体で、日本を代表する唯一のものとして、広く槍道等の普及振興、「槍の理法の修練による人間形成の道である」との槍道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 槍道等の普及振興、槍道理念の実践、又は個人に対する指導、助言及び育成
- (2) 槍道等の指導者育成を目的とする稽古会等の開催
- (3) 槍道等の専門的知識技能の普及のための事業
- (4) 槍道等の称号及び段級位の審査及び授与
- (5) 槍道等の試合及び審判の技術の向上
- (6) 槍道等に関する調査研究
- (7) 槍道等に係る武道具に関する研究
- (8) 槍道等の普及振興のための表彰
- (9) 槍道等に関するSNS、Blog等を含めたインターネット活動
- (10) その他当法人の目的を達成させるために必要と認められる事業

### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第3章 会 員

### (会員の種別)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 通常会員 当法人の目的に賛同して別に定める会費負担に同意し入会した団体及び個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛助するために入会した団体及び個人

### (会員の入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会員規則に従い、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、会員規則に従い、理事会において、その可否を決定し、これをその者に通知する。

### (会員資格の得喪等)

第8条 当法人は、第3条に規定する当法人の目的に賛同する団体又は個人を当法人の会員（以下「会員」という。）とすることができる。当該団体で会員となった者を「団体会員」、当該個人で会員となった者を「個人会員」と称する。

- 2 会員は、次の各号に掲げる事由によって、会員資格を喪失する。
  - (1) 退会
  - (2) 個人会員における死亡又は団体会員における当該団体の解散
  - (3) 除名
- 3 会員については、本定款のほか、会員規則で定めるところによる。

### (会員の責務)

第9条 会員は、第3条に規定する当法人の目的の達成に寄与するものとする。

- 2 会員は、会員規則に定めるところに従って、当法人に対し、会費を支払う義務を負うほか、本定款その他の当法人の規則に従わなければならない。

### (会員の退会)

第10条 会員は、会員規則に従い、いつでも当法人を退会することができる。

### (会員の除名・資格停止)

第11条 当法人は、別に定めるところにより、会員を除名し、又は当該会員の資格を停止することができる。

- 2 前項の場合であっても、当法人は、別に定めるところにより、当該会員の資格を復活させることができる。

### (団体会員)

第12条 団体会員は、当法人が主催する槍道等の大会等に参加することができる。  
会員規則により、団体会員に準ずるとした者についても、同様とする。

2 団体会員は、次の各号の一に該当する場合は、除名又は会員資格停止をすることができるが、この場合、所要の審査を経て、理事会及び社員総会の各決議を得て、会長が指示したときは、当該団体会員はこれに従わなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会費を2年分以上滞納したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反したとき。
- (4) その他当法人の団体会員として不適当と認められたとき。

3 前項の場合であっても、会長は、所要の審査を経て、理事会及び社員総会の各決議を得て、当該団体会員の資格を復活させることができる。

### (個人会員)

第13条 個人会員は、槍道等の称号・段級位を受審し、当法人が主催する槍道等の大会等に参加することができる。

2 個人会員は、次の各号の一に該当する場合は、除名若しくは資格停止、又は称号・段級位の返上若しくは剥奪をすることができるが、所要の審査を経て、理事会及び社員総会の各決議を得て、会長が指示したときは、当該個人会員はこれに従わなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会費を2年分以上滞納したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反したとき。
- (4) その他当法人の個人会員として不適当と認められたとき。

3 前項の場合であっても、会長は、所要の審査を経て、理事会及び社員総会の各決議を得て、当該個人会員の資格を復活させることができる。

### (会員規則)

第14条 会員規則は別に定めるものとする。

## 第4章 社員総会

### (社員総会の権限等)

第15条 社員総会は、すべての社員で組織する。

2 社員総会は、次の事項に限り、決議をすることができる。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会が社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

### (社員総会の招集)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集しなければならない。

2 臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

### (社員総会の招集手続)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が理事会の決議によって招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。この請求があった場合、会長は、遅滞なく招集の手続を行わなければならない。

3 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法により議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

### (社員総会の議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わる。

### **(社員総会の決議)**

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定める事項

### **(社員総会の決議の省略)**

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

### **(社員総会への報告の省略)**

第21条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

### **(社員総会の議事録)**

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 社員総会の議長及び出席社員の代表（議長に選定された者を除く。）2人以上は、前項の議事録に、署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

3 前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

## **第5章 役員、理事会等**

### **第1節 役員**

#### **(社員総会以外の機関)**

第23条 当法人には、理事会及び監事を置く。

#### (役員の数、会長及び業務執行理事)

第24条 当法人は役員として、理事3名以上5名以内及び監事1名以上3名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。
- 3 業務執行理事として、副会長及び専務理事を若干名置くことができる。

#### (役員を選任及び選定)

第25条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と法令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の権限等)

第26条 理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務（以下「会務」という。）を執行する。
- 3 副会長は、会長を助け、会務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を助け、会務を整理し執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の権限等)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって、その役員を解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。ただし、理事で常勤する者に対しては、理事会及び社員総会の各決議を得て別に定めるところにより、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところにより、当該役員の職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

#### (役員損害賠償責任の一部免除)

- 第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第2節 理事会等

### (理事会の権限等)

第32条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) その他理事会で行うものとして、法令又は本定款で定める事項

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 前条の規定に基づく役員損害賠償責任の免除

### (理事会の招集権者)

第33条 会長は、毎事業年度2回、通常理事会を招集しなければならない。

2 会長は、必要がある場合には、いつでも、臨時理事会を招集することができる。

3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して臨時理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は臨時理事会を招集することができる。

5 監事は、第27条第4項の場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

### (理事会の招集手続)

第34条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各役員に対して理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、役員の実数の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に欠員又は事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により業務執行理事を前項の議長とする。

#### (理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、本定款に別の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### (理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

#### (理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が、役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

#### (理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、当該理事会の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### (理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会の決議によって定める理事会規則による。

## 第6章 称号及び段級位

#### (称号・段級位)

第41条 槍道等の称号及び段級位は、当法人が、すべて統轄する。

- 2 槍道等の称号は、範士、教士及び錬士とする。
- 3 槍道等の称号及び段級位を通じて、範士を最高位とする。

#### **(称号・段級位の審査及び授与)**

第42条 称号及び段級位は、理事会において定める称号及び段級位に関する規則により、所要の審査を経て、会長が授与する。

2 会長は、前項の称号及び段級位につき、理事会において別に定めるところにより、所要の審査を経て、返上を命じ、剥奪し、又は復活させることができる。

3 槍道等の指導者となるためには、所要の審査を経なければならない。ただし、槍道等の称号（範士、教士、錬士等）及び段位（八段、七段、六段等）を所持（修得）している場合には、当該審査を経ることを要しない。

## **第7章 基金**

#### **(基金の拠出)**

第43条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

#### **(基金の募集)**

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

#### **(基金の拠出者の権利)**

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

#### **(基金の返還の手続)**

第46条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## **第8章 財産及び会計**

#### **(会計の原則)**

第47条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

#### **(財産の管理)**

第48条 当法人の財産の管理は、会長が、理事会において別に定めるところによって行う。

#### **(事業年度)**

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第50条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに、当法人の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得、支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 会長は、当該事業年度の末日までの間、当法人の主たる事務所に第1項の書類を備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第51条 会長は、毎事業年度終了後、当法人の事業報告及び決算につき、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 前号の書類の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 第3号及び前号の書類（以下「計算書類」という。）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類は、定時社員総会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 会長は、5年間、当法人の主たる事務所に第1項の書類及び次の書類を備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員及び社員の名簿
- (3) 役員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第52条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条及び第4条の規定の変更についても適用する。

### (合併等)

第53条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、一般法人法に基づく他の一般社団法人又は一般財団法人と合併し、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

**(解 散)**

第54条 当法人は、社員総会の議決その他法令で定める事由によって解散する。

**(残余財産の帰属)**

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 事務局等

**(事務局)**

第56条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

**(書類等の備え置き)**

第57条 当法人の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類等を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 認可、認定、許可等及び登記に関する書類
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び計算書類
- (5) 監査報告
- (6) 役員及び社員の名簿
- (7) 役員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 社員総会及び理事会の議事録
- (9) その他法令で定める書類等

## 第11章 附 則

**(最初の事業年度)**

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

**(設立時の役員)**

第59条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	古屋充裕、三浦吉郎、田中慎介
設立時代表理事	古屋充裕
設立時監事	布施秀晃

**(設立時社員の氏名又は名称及び住所)**

第60条 設立時社員の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して割り当てを受ける基金の額は、次のとおりである。

住所 愛知県名古屋市昭和区花見通三丁目11番地ハートイン杵中5D号

設立時社員 古 屋 充 裕 基金の額 現金300万円

住所 愛知県一宮市小信中島字萱場55番地2

設立時社員 岩 田 義 輝 基金の額 現金0円

**(法令の準拠)**

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。